

# 産業保安法令手続のスマート化について

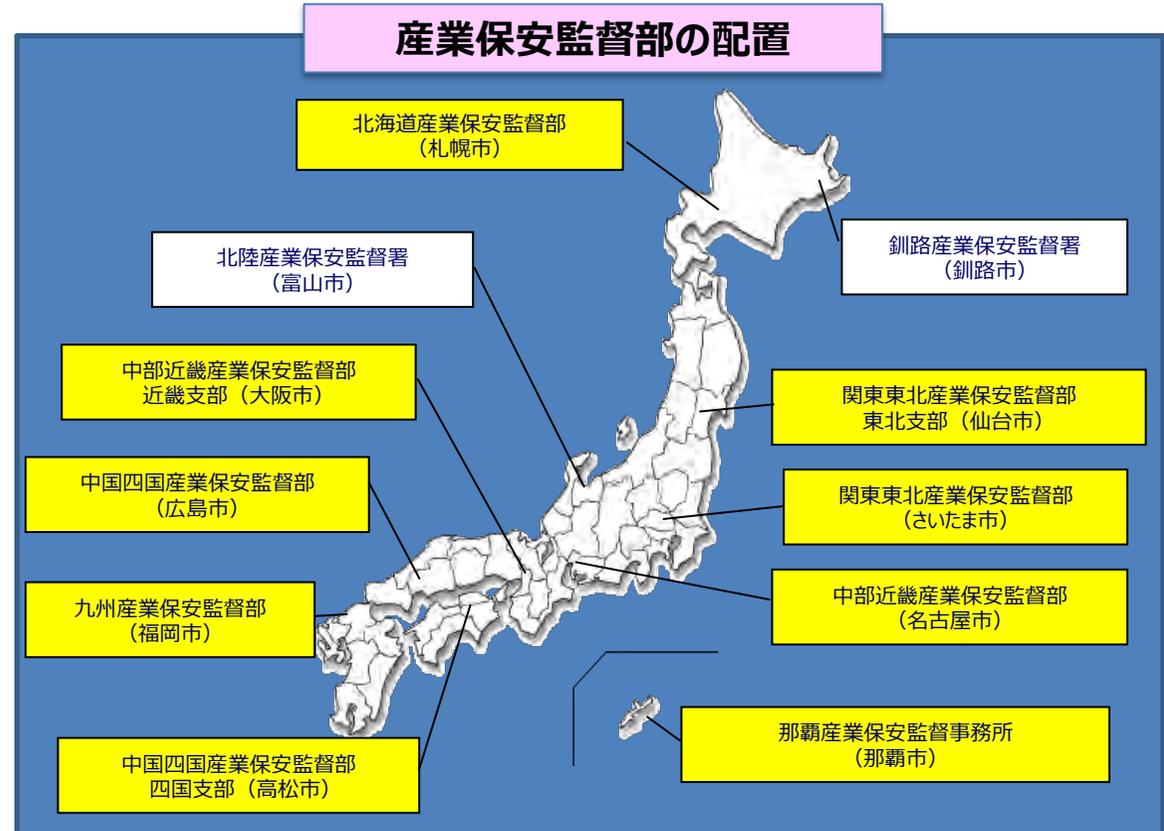
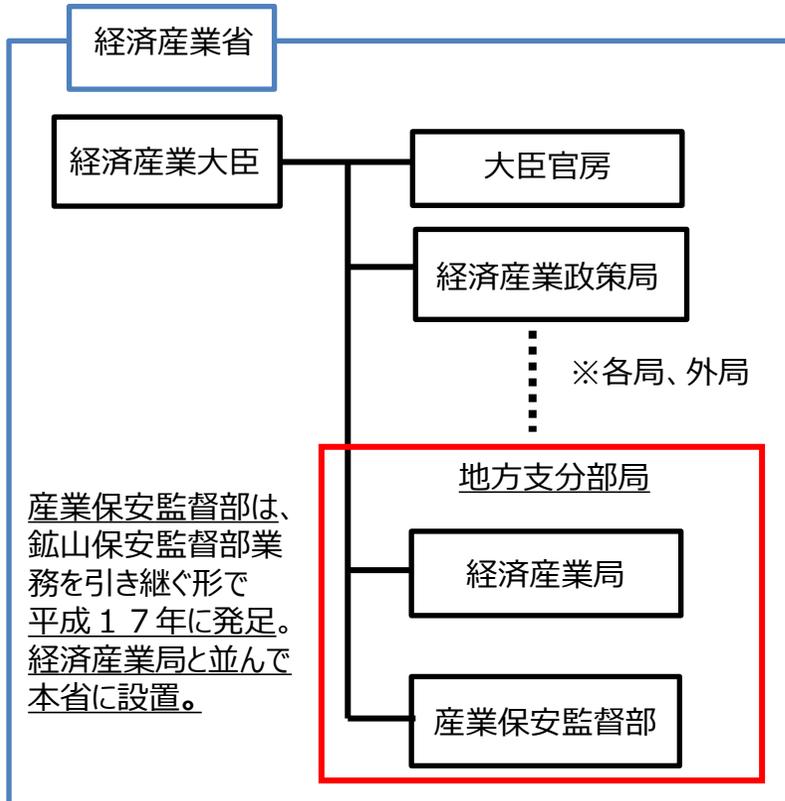
平成29年4月10日

経済産業省 商務流通保安グループ

# 産業保安監督部の概要

- 経済産業局とは独立した地方組織。全国に9 監督部・2 監督署設置。
- 電気事業法・ガス事業法・液化石油ガス保安法・鉱山保安法等に基づく許認可・承認・届出等の申請(約25万件/年)、立入検査(約1,900件/年)に対応。
- 地震・台風・洪水等の災害発生には365日・24時間体制で対応。真っ先に現場に向かい、現場検証・原因究明を実施(28年度は28回の現地派遣)。

## <産業保安監督部の組織上の位置付け>



# 産業保安監督部を巡る課題 – FIT/システム改革等による業務増大

- **風力・太陽光発電事業への新規参入・新設が急増（※）**。その後の損壊事故の多発を受け、規制を強化。これに伴い、**監督部の業務は更に増える見込み**。  
(※) 風力設備は現在の約2,000基から、今後3～4年で約6,000基まで増加見込み。
- **ガスシステム改革により、約1,400の小売事業者が新たに保安業務規程を策定し、監督部に届出を行うこととなるため、事前相談・審査・指導等の対応が発生**。
- 鉱山においても**休廃止鉱山等の自然災害対応**や、**操業中の鉱山における重篤災害の撲滅**のため、引き続き保安検査等をしっかりと行っていく必要がある。

強風により損壊した風力発電設備  
(平成25年3月京都府太鼓山)



平成29年  
4月以降

風力発電の定期検査制度を開始  
(監督部の立入検査、届出受理が増加)

鉱害事故の発生事例

(平成27年8月 米国コロラド州)



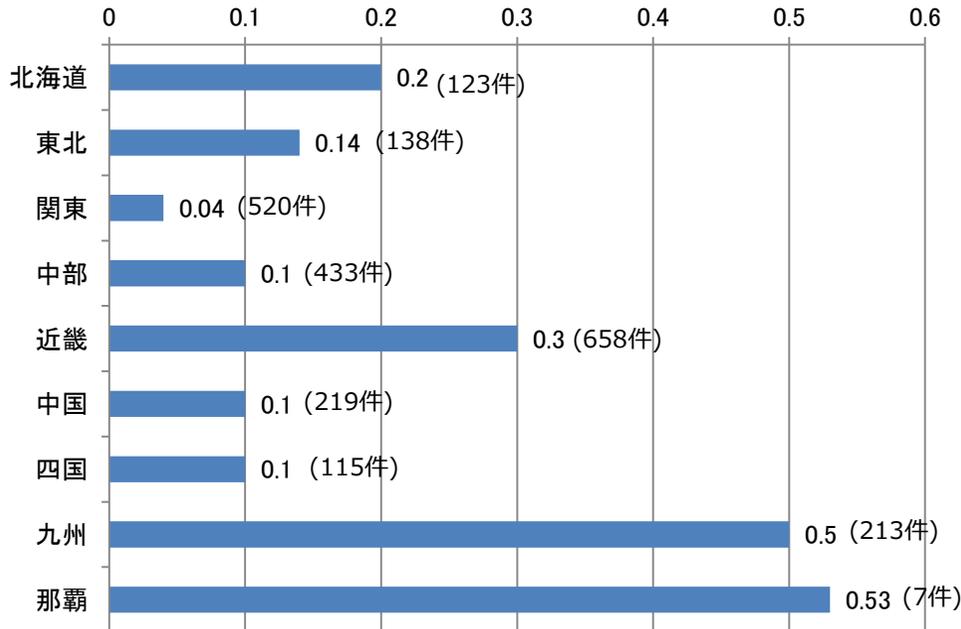
(平成27年11月 ブラジル)



# 手続スマート化の基本方針① 業務プロセスの簡素化・標準化

- ①監督部ごとに要する処理時間に違いがある業務について、最も合理的な手法に統一、②課室長決裁起案の撤廃、③重複プロセスの排除、④過剰に要求している参考書類の整理等を通じて、各手続における業務プロセスの標準化を図る。

## <例1：電気事業法の主任技術者兼任届の1件当りの処理時間>



(単位：日, 数値の隣のカッコは27年度の処理件数)

→同一の業務についても、その審査の粒度等により処理時間に大きな違いがあるので、各部のフローを確認のうえ、安全を確保した上で最も効率的な手法に揃える。

## <例2：高圧ガス保安法の検査方法の大臣特認>



高圧ガス保安法上の特定施設等の検査方法について、例示基準にない方法をとる場合、大臣認可をとる必要有。現状、

- ①事業者は高圧ガス保安協会に対し、独自の検査方法の技術審査を依頼
- ②協会が確認し、問題無ければ承認
- ③事業者は協会に対し、大臣承認の依頼書を送付
- ④協会から本省に進達
- ⑤本省で起案・決裁のうえ、施行

というプロセスを経ているが、③のと④プロセスを統合し、事業者から直接、本省に依頼書を送付することで、ムダなプロセスの撤廃を行う。

## <例3：大臣表彰プロセスの合理化>

真に産業保安に功績のあった者を表彰すべく、業界団体からの推薦や外形的な基準に依存せず、より実質的な審査を監督部において実施し、本省に推薦するなど、表彰プロセスの合理化・実質化を図る。

産業保安の大臣表彰
高圧ガス保安表彰
ガス保安功労者表彰
電気保安功労者表彰
全国鉱山保安表彰
火薬類保安表彰
製品安全対策優良企業表彰

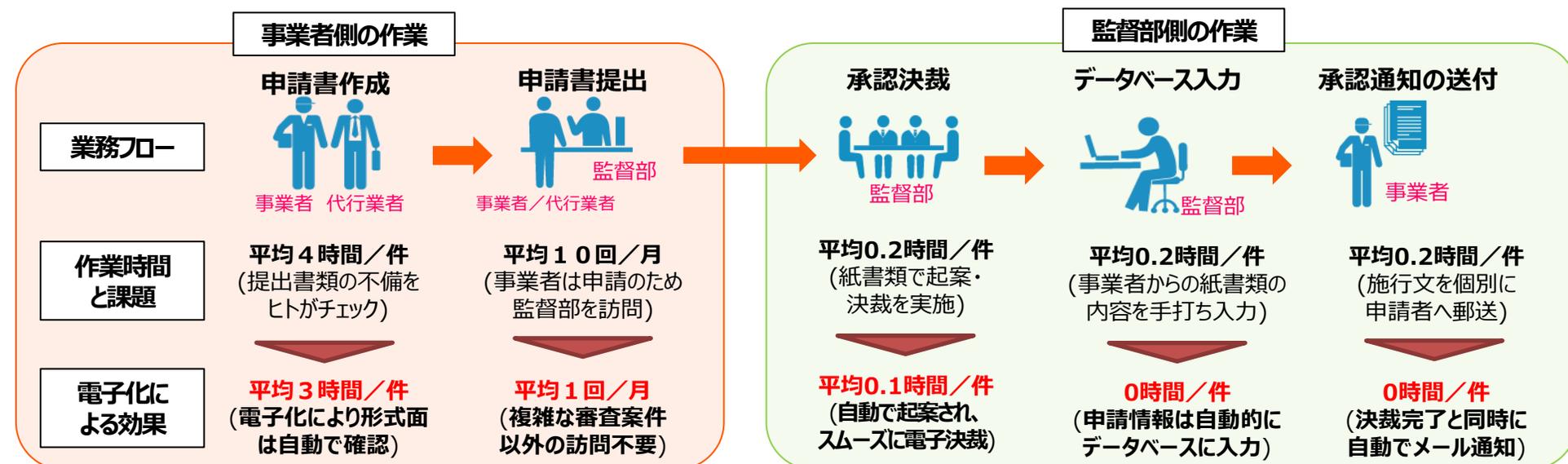
# 手続スマート化の基本方針② 電子申請への切り替え

- 方針①による業務フローの標準化を踏まえた上で、受付・起案・データベース入力・施行を自動的に行えるようなシステムを構築する。
- 安全のために必要な審査を除き、形式的な確認を全て自動的に行うことで業務の大幅な効率化を図り、監督部職員が「真に保安に効く業務」(審査・立入検査・指導、ネットワーキング)に注力できる環境整備。

## <目指す電子システムのイメージ>

- ①申請受付では、プルダウン等ユーザーフレンドリーなインターフェースを構築。形式的な入力不備をシステムが感知することで、形式面のチェックが不要となる。
- ②監督部と事業者間のやりとりにもとづいた修正がリアルタイムに反映、確認可能。
- ③申請者が入力した事項は自動的にデータベースに入力され、一度入力した基礎情報(氏名、住所等)は次回以降の手続時には自動反映される。
- ④監督部職員が受付ボタンを押すと自動的に内部の承認決裁用システムで起案され、決裁終了後も自動的に申請者にメール等で施行通知が届く。
- ⑤申請時に得た各種情報や許可・承認に係る記録を、監督部職員はデータベースから自由に閲覧でき、立入検査や前例確認等幅広く業務に活用できる。

## <電子化による手続フローの変化>



➤ 事業者全体の手続に係る作業時間の約3割(約6.2万時間/月)削減可能。

➤ 全監督部の手続に係る作業時間の約6割(約1.4万時間/月)削減可能。

# 電子申請システムに係るサイバーセキュリティについて

- 電子申請システムの作成にあたっては、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月 各府省CIO連絡会議決定)の内容を具体化した「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件マニュアル」に従うことが必要。

## ○「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件マニュアル」で求められる主なセキュリティ対策

### ① 侵害対策

- ・通信回線対策(外部システムと内部システムの通信回線上の分離等)
- ・不正プログラム対策(ウイルス対策ソフトウェアの導入等)
- ・セキュリティホール対策(情報システム全体の更新状況の一元管理等)

### ② 不正監視・追跡

- ・ログ管理(ログ管理、分析機能の付与等)
- ・不正監視(サーバのセキュリティの常時監視、過負荷状態の早期検知等)

### ③ アクセス・利用制限

- ・主体認証(ワンタイムパスワード等)
- ・アカウント管理(同一IDによる複数アクセスの禁止等)

### ④ データ保護

- ・機密性の確保(通信回線の暗号化、アクセス者の制限等)

### ⑤ 物理対策

- ・情報窃取、侵入対策(記憶装置廃棄の際の物理的破壊等)

### ⑥ 障害対策

- ・構成管理(端末やサーバの不要な機能の停止等)
- ・利用継続性確保(バックアップ機能の整備等)

### ⑦ サプライチェーンリスク対策

- ・情報システムの構築等の外部委託における対策  
(委託先に対するセキュリティ監査の実施等)

### ⑧ 利用者保護

- ・システムにおけるセキュリティ水準低下の防止  
(サポート期限の切れたソフトウェアの使用の禁止等)
- ・プライバシー保護  
(利用者のアクセス履歴、入力情報が第三者に送信されないようなシステムの整備等)